

改正	平成22年 3 月30日規則第29号	平成25年11月26日規則第60号
	平成27年 5 月29日規則第33号	平成28年 5 月27日規則第36号
	平成29年 3 月31日規則第25号	平成30年 3 月23日規則第12号
	平成30年10月19日規則第45号	平成31年 3 月19日規則第12号
	令和元年 6 月25日規則第 6 号	令和 2 年 3 月31日規則第25号
	令和 2 年10月14日規則第57号	令和 3 年 3 月30日規則第32号
	令和 3 年 7 月15日規則第84号	令和 4 年 7 月13日規則第31号
	令和 5 年 3 月28日規則第24号	令和 6 年 3 月25日規則第12号
	令和 7 年 3 月25日規則第54号	

建築基準法施行細則をここに公布する。

建築基準法施行細則

建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則（昭和47年香川県規則第45号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 建築確認申請等（第9条—第13条）
- 第3章 違反建築物（第14条・第15条）
- 第4章 定期報告等（第16条—第18条）
- 第5章 指定道路等（第19条—第21条）
- 第6章 許可、認定申請等（第22条—第23条）
- 第7章 指定等（第24条—第28条）
- 第8章 雑則（第29条・第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）及び建築基準法施行条例（昭和30年香川県条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、法、令及び施行規則で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）建築主事等 法第4条第5項の建築主事又は法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。
- （2）申請等 法、令、施行規則、条例及びこの規則により建築主事等又は知事に対して行う申請、通知、届出又は報告をいう。
- （3）建築主等 建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者をいう。
- （4）確認申請書 法第6条第1項又は第6条の2第1項（これらの規定を法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書をいう。
- （5）計画通知書 法第18条第2項（法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の通知書をいう。

一部改正〔令和元年規則6号〕

（建築主事）

第3条 建築主事は、本庁並びにその設置が必要な土木事務所及び香川県小豆総合事務所に置き、その所管区域及び事務の区分は、別に定める。

一部改正〔平成30年規則45号〕

(法人の場合の記載方法)

第4条 法、令、施行規則、条例及びこの規則により建築主事等又は知事に提出する申請書、通知書、届出書又は報告書は、次に掲げる者が法人である場合は、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載しなければならない。

(1) 建築主等、所有者、管理者、占有者、申請者、通知者、届出者又は報告者

(2) 代理者、設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者

(工事監理者等の選定等の報告)

第5条 建築主等は、許可通知書、承認通知書、確認済証又は認定通知書の交付を受けた後に工事監理者を選定し、又は変更したときは、遅滞なく、工事監理者選定(変更)報告書(第1号様式)を建築主事等又は知事に提出しなければならない。

2 建築主等は、許可通知書、承認通知書、確認済証又は認定通知書の交付を受けた後に工事施工者を選定し、又は変更したときは、遅滞なく、工事施工者選定(変更)報告書(第2号様式)を建築主事等又は知事に提出しなければならない。

(申請等の取下げ)

第6条 申請等を行った建築主等は、当該申請等に係る許可通知書、承認通知書、確認済証又は認定通知書の交付を受ける前に当該申請等を取り下げる場合は、建築主事等又は知事に対し、その旨を届け出なければならない。

(確認申請手数料等の免除又は減額)

第7条 次の各号に掲げる通知又は申請をした者が県の機関の長である場合は、それぞれ当該各号に定める手数料を免除する。

(1) 法第18条第2項、第16項及び第19項(これらの規定を法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第2表 手数料の部(以下「条例別表」という。)512の項、513の項、514の項及び562の項から570の項までに規定する手数料のうち当該通知に係る手数料

(2) 法第18条第24項第1号及び第2号、第43条第2項第1号及び第2号、第44条第1項第2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から第14項まで(これらの規定のただし書に限る。)及び第16項、第51条ただし書、第52条第6項第3号、第10項、第11項及び第14項、第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第2項から第4項まで、第56条の2第1項ただし書、第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の3第1項、第57条の4第1項ただし書、第58条第2項、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号及び第3項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の3第2項、第68条の5の5第1項及び第2項、第68条の5の6、第68条の7第5項、第85条第6項及び第7項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項、第86条の8第1項及び第3項、第87条の2第1項並びに第87条の3第6項及び第7項(これらの規定を法第87条第2項及び第3項、第87条の2第2項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)、令第137条の12第6項及び第7項並びに条例第8条ただし書(条例第11条第2項において準用する場合を含む。)、第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定による許可、認定、承認及び指定(以下「許可等」という。)に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 条例別表515の項から561の4の項まで、570の2の項、570の3の項、575の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料

2 前項に規定するもののほか、次に掲げるものの条例別表512の項、513の項、514の項、562の項から570の項まで、575の項及び576の項に規定する手数料については、第1号に掲げるものにあつてはこれらの手数料を免除し、第2号から第6号までに掲げるものにあつてはこれらの手数料の額の2分の1に相当する額を減額する。

(1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた地域内において、その災害により滅失し、又は損壊したため、災害発生の日から6月以内に工事に着手しようとする建築物、建築設備

又は工作物

- (2) 法第86条第1項若しくは第2項若しくは法第86条の2第1項の規定による認定又は法第86条第3項若しくは第4項若しくは法第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた建築物
 - (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅
 - (4) 道路法（昭和27年法律第180号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）又は都市計画法（昭和43年法律第100号）による事業その他の公共事業の施行による立ち退きのため建築する建築物、設置する建築設備又は築造する工作物
 - (5) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要がある場合又は災害その他特別な理由がある場合において知事が特に必要があると認めた建築物、建築設備又は工作物
- 3 前項の規定の適用を受けようとする者は、確認申請書又は計画通知書に同項各号のいずれかに該当するものであることを証する書類を添付しなければならない。
- 一部改正〔平成22年規則29号・27年33号・30年12号・45号・令和元年6号・2年57号・4年31号・5年24号・6年12号・7年54号〕

（建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票）

第8条 条例別表512の項から570の3の項まで（515の2の項及び515の3の項を除く。）に規定する手数料を納付する者は、建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票（第3号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。ただし、当該手数料を施行規則で定める様式による申請書若しくは通知書に香川県証紙を貼り付けて納付する場合又は香川県証紙によらないで納付する場合は、この限りでない。

一部改正〔令和2年規則57号・5年24号・6年12号・7年54号〕

第2章 建築確認申請等

（確認申請書等に添えるべき図書）

- 第9条 施行規則第1条の3第7項（施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）、第2条の2第4項（施行規則第8条の2第5項において準用する場合を含む。）又は第3条第6項（施行規則第8条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定による確認申請書又は計画通知書に添えるべき図書は、確認申請に関する意見書（第4号様式）とする。
- 2 前項及び第5項の規定は、確認申請書又は計画通知書を指定確認検査機関に提出する場合については、適用しない。
- 3 建築主等は、第1項の場合において、確認の申請又は計画の通知に係る建築物若しくは工作物の敷地、建築設備の所在地又は道路の所在地が2以上の市町にわたるときは、当該すべての市町の長の確認申請に関する意見書を添えなければならない。
- 4 施行規則第1条の3第1項の表2の(21)項及び(61)項の(ろ)欄に掲げる危険物の数量表及び工場・事業調書は、工場・事業調書（第5号様式）によるものとする。
- 5 施行規則第1条の3第1項の表2の(85の2)項の(ろ)欄に掲げる建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第2号の規定に適合することの確認に必要な図書及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第3号の規定に適合することの確認に必要な図書は、次の各号に掲げる書類のいずれかによるものとする。
- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第4条第1項に規定する設計住宅性能評価書又はその写し
 - (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第7条の4第1項第1号に規定する長期使用構造等である旨の確認書若しくは長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第6条に規定する長期優良住宅建築等計画の認定通知書又はそれらの写し
 - (3) 宣言書（第5号様式の2）

一部改正〔平成27年規則33号・令和元年6号・7年54号〕

（既存不適格建築物等の増築等の確認申請書等に添える調書）

- 第10条 施行規則第1条の3第1項の表2の(61)項の(ろ)欄に掲げる既存不適格調書は、不適格建築物調書（第6号様式）によるものとする。
- 2 法第88条第1項において準用する法第86条の7第2項若しくは第3項の規定により工作物について

て増築等をする場合において、法第6条第1項の規定による建築等の確認を受けようとする者又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、確認申請書又は計画通知書に不適格工作物調書（第7号様式）を添えて、建築主事等に提出しなければならない。

- 3 施行規則第3条第2項第1号ロに掲げる図書のうち第1条の3第1項の表2の(61)項の(ろ)欄に掲げる図書は、不適格工作物調書によるものとする。

一部改正〔令和元年規則6号〕

（条例の規定の適用を受ける場合の確認申請書等に添えるべき図書）

第11条 申請に係る建築物、建築設備又は工作物が条例の規定に適合するものであることについての確認をする場合における施行規則第1条の3第7項（施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）、第2条の2第4項（施行規則第8条の2第5項において準用する場合を含む。）又は第3条第6項（施行規則第8条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定による確認申請書又は計画通知書に添えるべき図書は、別表の(あ)欄に掲げる建築物の区分に応じて同表の(い)欄に掲げる図書とし、当該図書に明示すべき事項は、当該図書の区分に応じて同表の(う)欄に掲げる事項とする。

- 2 別表の(う)欄に掲げる事項を、施行規則第1条の3第1項若しくは第4項、第2条の2第1項若しくは第3条第1項から第3項までに掲げる図書（以下この項において「施行規則で定める図書」という。）又は別表の各項に掲げる図書のうち他の図書に明示して、その明示した図書を確認申請書又は計画通知書に添える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該別表の各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該別表の各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項を施行規則で定める図書又は当該別表の各項に掲げる図書のうち他の図書に明示したときは、当該別表の各項に掲げる図書を確認申請書又は計画通知書に添えることを要しない。

一部改正〔平成27年規則33号〕

（中間検査申請書等に添付する書類）

第12条 施行規則第4条の8第1項第4号（施行規則第4条の11の2において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) コンクリート工事施工計画報告書（第8号様式）（当該申請に係る建築物のうち、階数が3以上である共同住宅で床及びはりに鉄筋を配置するものに限る。）

- (2) その他知事が必要と認める書類

- 2 施行規則第4条第1項第6号（施行規則第4条の4の2において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) コンクリート工事施工結果報告書（第9号様式）（前項第1号に掲げる建築物に限る。）

- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第5条の軽微な変更該当する場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（第9号様式の2から第9号様式の4まで）

- (3) その他知事が必要と認める書類

一部改正〔平成25年規則60号・29年25号・令和6年12号・7年54号〕

（学校及び体育館に類する用途）

第13条 条例第6条の規則で定めるものは、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場とする。

第3章 違反建築物

（意見の聴取）

第14条 法第9条第3項又は第8項（法第10条第4項、第45条第2項、第88条第1項から第3項まで、第90条第3項又は第90条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により公開による意見の聴取を行うことを請求しようとする者は、意見聴取請求書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の意見の聴取を行うことを請求した者又は法第46条第2項若しくは法第48条第17項（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定により公告した事項に利害関係を有する者（以下「被意見聴取者」という。）は、意見の聴取の期日に自ら出頭し、又はその代理人を出頭させなければならない。

- 3 被意見聴取者は、前項の規定により代理人を出頭させるときは、あらかじめ、委任状に、その理

由及び代理人との関係を記載した書面を添えて、知事に提出しなければならない。

- 4 被意見聴取者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取の期日に出頭しないときは、意見の聴取の機会を放棄したものとみなす。
- 5 次項の規定により意見の聴取を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、意見の聴取に際して必要があると認めるときは、代理人が出頭している場合であっても、被意見聴取者の出頭を求めることができる。
- 6 意見の聴取は、知事又は知事が指名する者が主宰する。
- 7 意見の聴取に関係のある官公庁の職員は、必要に応じ、出席して意見を述べることができる。
- 8 意見の聴取においては、被意見聴取者又はその代理人以外の者は、発言することができない。ただし、主宰者の承認を得たときは、この限りでない。
- 9 主宰者は、意見の聴取の経過について調書を作成しなければならない。
- 10 主宰者は、意見の聴取の期日における審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずることができる。

一部改正〔平成30年規則12号・令和元年6号〕

（違反建築物等に対する命令の公示）

第15条 法第9条第13項（法第10条第4項、第88条第1項から第3項まで又は第90条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、第11号様式による標識を設置して行う。

第4章 定期報告等

（建築物の定期報告）

第16条 法第12条第1項の規定により知事が指定する特定建築物は、学校の用途に供する特定建築物で、地階に当該用途に供する居室部分があるもの、3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のものとする。

2 施行規則第5条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる建築物の種類に応じ、当該各号に定める時期とする。

（1）令第16条第1項第1号及び第2号の建築物のうち、地階に当該用途に供する居室部分があるもの又は3階以上を当該用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの 毎年4月1日から9月30日まで

（2）令第16条第1項第1号及び第2号の建築物（前号の建築物を除く。） 平成28年を始期とし、2年ごとの4月1日から9月30日まで

（3）令第16条第1項第3号の建築物のうち、ホテル、旅館、百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用途に供するもので、地階に当該用途に供する居室部分があるもの又は3階以上を当該用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの 毎年4月1日から9月30日まで

（4）令第16条第1項第3号の建築物のうち、次に掲げるもの 平成28年を始期とし、2年ごとの4月1日から9月30日まで

ア ホテル、旅館、百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物（前号の建築物を除く。）

イ 病院、診療所又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で、地階に当該用途に供する居室部分があるもの、3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のもの

ウ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店の用途に供する建築物

（5）令第16条第1項第3号の建築物（前2号の建築物を除く。） 平成28年を始期とし、3年ごとの4月1日から9月30日まで

（6）令第16条第1項第4号の建築物 平成28年を始期とし、3年ごとの4月1日から9月30日まで

（7）前項の特定建築物 平成28年を始期とし、3年ごとの4月1日から9月30日まで

3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により知事が付加する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準は、次の表のとおりとする。

	項目		方法	結果の判定基準
建築物 の内部	防火設備（ 防火扉、防 火シャッターその他これらに類するものに限る。以下この表において同じ。）又は戸（令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。以下この表において同じ。）	昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準についての適合の状況	常時閉鎖した状態にある防火扉（以下この表において「常閉防火扉」という。）（人の通行の用に供する部分に設けるものを除く。）又は戸（以下この表において「常閉防火扉等」という。）については、各階の主要な常閉防火扉の閉鎖時間をストップウォッチ等より測定し、扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必に応じて閉鎖する力をテンションージ等により測定する。ただし、年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により認することでする。	昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口の規定に適合しないこと。
	照明器具、 懸垂物等	防火設備（防火扉を除く。）又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。	防火設備又は戸の閉鎖に支障があること。
	常閉防火扉	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
		固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
	人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、各階の主要な常閉防火扉について、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することをもつて足りる。	昭和48年建設省告示第2563号第1第1号又は第2号イの規定に適合しないこと。
	居室の採光及び換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項の規定に基づく検査（以下この表において「定期検査」という。）の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することでする。	換気設備が作動しないこと。

避難施設等			りる。	
		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
	非常用エレベーター	昇降路又令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
		非常用エレベーターの作動の状況	非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	非常用エレベーターが作動しないこと。
	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。
		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

4 施行規則第5条第3項の報告書及び調査結果表は、報告の日前3月以内に調査し、作成したものでなければならない。

5 施行規則第5条第4項の規則で定める書類は、配置図及び各階平面図とする。ただし、法第12条第1項の規定による報告が前回の報告と変更がない場合は、この限りでない。

一部改正〔平成22年規則29号・28年36号・令和元年6号・7年54号〕

（建築設備等及び昇降機等の定期報告）

第17条 法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、令第16条第1項各号に掲げる建築物又は前条第1項の特定建築物に設けたもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 換気設備で中央管理方式の空気調和設備のもの
- (2) 法第35条の排煙設備のうち、排煙機を有するもの
- (3) 法第35条の非常用の照明装置で予備電源を別置きしたもの

2 施行規則第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる建築設備等の種類に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 令第16条第3項第1号の昇降機 毎年4月1日から翌年3月31日（同日前に前回の報告の日から起算して1年を経過する日がある場合にあっては、当該経過する日の属する月の末日）まで
- (2) 令第16条第3項第2号の防火設備 毎年4月1日から9月30日まで
- (3) 前項の特定建築設備等 毎年4月1日から9月30日まで（建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第285号）第1に規定する検査の項目については、平成28年を始期とし、3年ごとの4月1日から9月30日まで）
- 3 施行規則第6条の2の2第1項の規定により知事が定める報告の時期は、毎年2月1日から3月31日まで（ウォータースライド（令第138条第2項第2号の遊戯施設のうち、水を流した水路を人が直接滑走するものをいう。）にあっては、毎年4月1日から5月31日まで）とする。
- 4 施行規則第6条第4項及び施行規則第6条の2の2第4項の規則で定める書類は、各階平面図に建築設備等又は昇降機等の位置を明記したものとする。ただし、法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告が前回の報告と変更がない場合は、この限りでない。
- 5 施行規則第6条第3項及び施行規則第6条の2の2第3項の報告書及び検査結果表は、報告の日前3月以内に検査し、作成したものでなければならない。

一部改正〔平成28年規則36号・令和元年6号・5年24号・7年54号〕

（定期報告に係る建築物等の廃止等）

第18条 令第16条第1項各号に掲げる建築物若しくは第16条第1項の特定建築物又は令第16条第3項第2号の防火設備若しくは前条第1項の特定建築設備等の所有者（所有者と管理者が異なる場合には、管理者。次項において同じ。）は、これらの使用を廃止し、又は休止したときは、速やかに、建築物等廃止（休止）届出書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

2 令第16条第3項第1号の昇降機又は令第138条の3の昇降機等の所有者は、これらの使用を廃止し、又は休止したときは、速やかに、昇降機等廃止（休止）届出書（第13号様式）を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成22年規則29号・28年36号・30年45号〕

（建築物の事故報告）

第18条の2 木造の建築物で高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの又は木造以外の建築物で2以上の階数を有するものに係る建築、修繕、模様替又は除却のための工事に起因する敷地内における死者が生じた事故又は敷地外における人が危害を受けた事故が発生した場合においては、当該工事の工事施工者は、法第12条第5項の規定に基づき、直ちに、事故報告書（第1報）（第13号様式の2）により知事に報告しなければならない。

2 前項の事故が発生した日から起算して15日以内に、当該事故が発生した工事に係る建築物の所有者、管理者、占有者又は建築主並びに工事監理者及び工事施工者は、法第12条第5項の規定に基づき、事故報告書（第2報）（第13号様式の3）により知事に報告しなければならない。

3 前2項の規定は、法第88条第1項から第3項までに規定する工作物に準用する。

追加〔令和5年規則24号〕

第5章 指定道路等

（道路の位置の指定の申請書等）

第19条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定（変更・廃止）申請書（第14号様式）に、次に掲げる図書又は書面を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 次の表に掲げる図書又は書面

図書又は書面の種類		明示すべき事項
位置図（縮尺は1,500分の1程度）		指定を受けようとする道路（以下「申請道路」という。）及び当該道路の指定に伴い造成する宅地等の造成敷地（以下「造成敷地」という。）の位置
道路の位置の指定申請	種類	明示すべき事項
	付近見取図	方位並びに申請道路及び造成敷地の位置

添付図面 (第15号様式)	標準横断面図	縮尺、申請道路の道路境界線及び幅員、排水管の材料、管径及び土かぶり厚さ、道路の横断方向の勾配並びに道路の仕上げ厚さ（舗装する場合は舗装厚さ及び路盤厚さ）及び材質
	縦断面図（道路の縦断方向の勾配があるときに限る。）	道路の縦断方向の勾配
	構造図	縮尺、側溝及び街渠構造図並びに擁壁詳細図
	地籍図又は実測図（縮尺は600分の1から300分の1まで）	縮尺、方位、地番の境界線及び断面図の切断位置
		申請道路の延長、起点及び終点の位置、幅員、面積、すみ切りの有効寸法、転回広場及び終端広場の有効寸法、転回広場及び終端広場間の距離並びに排水施設の構造（排水施設の位置、材料、排水管の径及び排水勾配並びにガッター枡及びマンホールの位置） 取付道路の概要（位置、種別、幅員、都市計画法第33条第1項第2号に規定する道路にあつては当該道路に関して受けた開発許可又は当該開発許可の変更の年月日及び番号並びに公告年月日及び番号、法第42条第1項第5号の規定により位置の指定を受けた道路にあつてはその指定年月日及び番号並びに公告年月日及び番号並びに水路を伴う場合は水路の位置及び幅員）、農道及び水路の幅員及び面積、造成敷地の面積及び高低差、宅地の区画割及び区画ごとの面積、宅地の面積、宅地内排水計画、電柱の位置並びに既存建築物及び工作物の位置及び概要
	公図の写し	縮尺、方位、造成敷地の位置、申請道路の位置、当該申請道路のすみ切りの位置、農道、水路及び取付道路の位置並びに申請道路及び造成敷地の地目、地番並びに所有者及び権利者

- (2) 道路の位置の指定に関する添付調書（第16号様式）
 - (3) 造成敷地の区域に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面
 - (4) 申請道路に係る土地の登記事項証明書
 - (5) 施行規則第9条に規定する承諾書
 - (6) 施行規則第9条の規定により承諾を得た者の印鑑証明
 - (7) 申請道路に係る土地の区域内の農道、水路その他の施設の管理者の許可書、同意書又は承諾書の写し（当該農道、水路その他の施設の工事、使用、変更又は廃止を必要とする場合に限る。）
 - (8) 申請道路に係る土地の区域内又はその周囲の農道、水路その他の施設に係る境界確定書の写し（知事が必要と認める場合に限る。）
 - (9) その他知事が必要と認める図書又は書面
- 2 前項第5号の承諾書は、施行規則第9条に規定する所有者又は権利を有する者にあつては道路の位置の指定（変更・廃止）に関する所有者・権利者の承諾書（第17号様式）によるものとし、同条に規定する管理する者にあつては道路の位置の指定（変更）に関する管理者の承諾書（第17号様式の2）によるものとする。

一部改正〔平成30年規則45号〕

（道路の工事の完了及び指定）

第20条 前条の規定により申請をした者は、当該申請道路の築造工事が完了したときは、道路築造工事完了届（第18号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の完了届を受理した場合は、当該申請道路が令第144条の4第1項各号に掲げる基準に、当該申請道路に係る造成敷地が建築基準関係規定にそれぞれ適合しているかどうかを検査しなければならない。
- 3 知事は、前項の検査において、当該申請道路が同項に規定する基準に適合していると認めたときは、当該申請道路の位置を指定するものとする。
- 4 施行規則第10条第3項に規定する申請者に対する通知は、前条の道路位置指定（変更・廃止）申請書の副本の通知欄に所要の記載をしたものを交付して行うものとする。

一部改正〔平成22年規則29号・27年33号〕

（準用）

第21条 前2条の規定は、前条第3項の規定により知事が指定した道路の位置の指定を変更し、又は廃止する場合に準用する。ただし、廃止の申請であることその他の理由により添付する図書又は書面の一部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付する図書又は書面の一部を省略することができる。

第6章 許可、認定申請等

（許可申請書等に添付する図書又は書面）

第22条 施行規則第10条の4第1項及び第4項並びに施行規則第10条の4の2第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 施行規則第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び2面以上の立面図
 - (2) 許可又は認定を必要とする理由書
 - (3) その他知事が必要と認める図書又は書面
- 2 施行規則第10条の16第1項第4号及び施行規則第10条の21第1項第3号の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。
- (1) 申請区域に係る土地の不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面
 - (2) 地籍図（縮尺、方位、土地の境界、地番、地目及び土地に関して所有権又は借地権を有する者の氏名を明示したものとする。）
 - (3) 申請区域に係る土地の登記事項証明書
 - (4) 施行規則第10条の16第1項第3号又は施行規則第10条の21第1項第2号の規定により同意又は合意を得た者の印鑑証明
 - (5) その他知事が必要と認める図書又は書面
- 3 施行規則第10条の16第2項第3号の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。
- (1) 施行規則第10条の18の計画書（認定又は許可を受けようとする建築物を含めて記載したものとする。）
 - (2) その他知事が必要と認める図書又は書面
- 4 施行規則第10条の16第3項第3号の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。
- (1) 施行規則第10条の18の計画書（許可を受けようとする建築物を含めて記載したものとする。）
 - (2) 第2項第1号から第3号までに掲げる図書又は書面
 - (3) 施行規則第10条の16第3項第2号の規定により同意を得た者の印鑑証明
 - (4) その他知事が必要と認める図書又は書面
- 5 工場の用途に供する建築物に係る前各項の知事が定める図書又は書面は、前各項に掲げるもののほか、工場・事業調書とする。
- 6 法第86条の7第1項から第3項までに規定する増築等をする建築物に係る第1項から第4項までに規定する知事が定める図書又は書面は、第1項から第4項までに掲げるもののほか、不適格建築物調書とする。
- 7 法第88条第1項において準用する法第86条の7第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する法第86条の7第1項に規定する増築等をする工作物に係る第1項から第4項までに規定する知事が定める図書又は書面は、第1項から第4項までに掲げるもののほか、不適格工作物調書

とする。

一部改正〔平成27年規則33号〕

第22条の2 第19条第2項の規定は、施行規則第10条の4の2第2項の承諾書について準用する。この場合において、第19条第2項中「第9条」とあるのは、「第10条の4の2第2項」と読み替えるものとする。

追加〔平成30年規則45号〕

(条例による認定の申請)

第23条 条例第8条ただし書(条例第11条第2項において準用する場合を含む。)、条例第13条第1項ただし書、条例第23条第1項、条例第26条ただし書又は条例第28条ただし書の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書(第19号様式)に、第22条第1項各号に掲げる図書又は書面及び不適格建築物調書を添えたものの正本1通及びその写し1通を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成30年規則45号〕

第7章 指定等

(建築物の後退距離の算定において除かれる建築物の部分)

第24条 令第130条の12第5号に規定する規則で定める建築物の部分は、道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物で、法第44条第1項第4号の規定による許可を受けたものの部分とする。

(尿(し)尿浄化槽を設ける区域のうち衛生上特に支障があると認める区域の指定)

第25条 令第32条第1項第1号の表に掲げる特定行政庁の衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、知事が別に定める区域とする。

(垂直積雪量)

第26条 令第86条第3項に規定する規則で定める垂直積雪量は、市町の区域ごとに次の式によって計算した数値とする。ただし、当該区域の地形の状況その他の特別の理由により当該式によることが適当でないと知事が認めるときは、この限りでない。

$$d = a + (h - h_o) \times 0.0011$$

この式において、 d 、 a 、 h 及び h_o は、それぞれ次の数値を表すものとする。

d 垂直積雪量(単位 メートル)

a 次の表の左欄の区域における同表の右欄に掲げる基準積雪量(単位 メートル)

区域	基準積雪量
1 小豆郡 香川郡	0.2
2 1の項及び3の項に掲げる区域以外の区域	0.3
3 綾歌郡のうち綾川町 仲多度郡のうち琴平町及びまんのう町	0.4

h 当該建設予定地の標高(単位 メートル)

h_o 市役所又は町役場の所在地の標高(単位 メートル)

(道の指定)

第27条 法第42条第2項の規定により平成22年3月31日までに知事が指定した道は、次に掲げるものとする。

(1) 市街地を形成している区域内の幅員1.8メートル以上の道(特別都市計画事業に基づく土地区画整理により築造された背割通路を除く。)

(2) 前号の区域以外の山間部、田園地帯等の区域内にある道で当分の間その周辺に建築物が増加する見込みのないものを除いた幅員1.8メートル以上の道

一部改正〔平成22年規則29号〕

(街区の角にある敷地等の指定)

第28条 法第53条第3項第2号の規定により知事が指定する敷地は、次に掲げるものとする。

(1) 2の道路により、角地(内角120度以内の角をなす敷地をいう。)をなし、又は挟まれた敷地で、かつ、その敷地の外周の長さの4分の1以上がその2の道路に接するもの

(2) 3以上の道路に接する敷地

(3) 前面道路の反対側又は敷地に接して公園、広場、川その他これらに類するものがある敷地

で、前2号に準ずるもの

一部改正〔令和3年規則32号〕

第8章 雑則

(公示)

第29条 知事は、法及び施行規則に定めがあるものを除くほか、次に掲げる場合には、これを公示するものとする。

- (1) 法第6条第1項第4号の区域を指定したとき。
- (2) 法第22条第1項の区域を指定したとき。
- (3) 法第42条第1項の区域を指定したとき。
- (4) 法第52条第1項第8号の数値及び区域を定めたとき。
- (5) 法第52条第2項第2号の区域を指定したとき。
- (6) 法第52条第2項第3号の区域を指定し、及び数値を定めたとき。
- (7) 法第52条第8項(第1号を除く。)の区域を指定し、及び数値を定めたとき。
- (8) 法第52条第8項第1号の区域を指定したとき。
- (9) 法第53条第1項第6号の数値及び区域を定めたとき。
- (10) 法第56条第1項第2号(イ及びニを除く。)の区域を指定したとき。
- (11) 法第56条第1項第2号イの区域を指定したとき。
- (12) 法第56条第1項第2号ニの数値及び区域を定めたとき。
- (13) 法第84条第1項の区域を指定したとき。
- (14) 法第84条第2項の期間を延長したとき。
- (15) 法第85条第1項の区域を指定したとき。
- (16) 法別表第3の五の項の数値及び区域を定めたとき。
- (17) 法別表第3備考第3号の区域を指定したとき。
- (18) 令第131条の2第1項の街区を指定したとき。

一部改正〔平成22年規則29号・令和2年57号〕

(補則)

第30条 法、令、施行規則、条例及びこの規則の実施のため必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の建築基準法施行細則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項又は第18条第2項(これらの規定を同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による確認の申請又は計画の通知がされた建築物、建築設備又は工作物について適用し、施行日前に同法第6条第1項若しくは第6条の2第1項又は第18条第2項の規定による確認の申請又は計画の通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、適用しない。
- 3 改正前の建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成22年3月30日規則第29号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月26日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年5月29日規則第33号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月27日規則第36号)

- 1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年国土交通省令第10号)附則第2条第4項の規定により読み替えられた建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条第1項の規定

により知事が定める報告の時期は、小荷物専用昇降機にあつては平成29年4月1日から平成30年3月31日まで、防火設備にあつては平成29年4月1日から同年9月30日までとする。

附 則（平成29年3月31日規則第25号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日規則第12号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月19日規則第45号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の建築基準法施行細則第19条第2項（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第9条に規定する管理する者に係る部分に限る。）（同規則第22条の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び第17号様式の2の規定は、この規則の施行の日以後にされる承諾に係る承諾書について適用する。

3 第1条の規定による改正前の建築基準法施行細則第16号様式、第17号様式及び第19号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成31年3月19日規則第12号）

1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。

2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和元年6月25日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正前の建築基準法施行細則第6号様式及び第19号様式並びに第4条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第8号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和2年3月31日規則第25号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月14日規則第57号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第2条の規定による改正前の建築基準法施行細則第19号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年3月30日規則第32号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正前の各規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年7月15日規則第84号）

1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年7月13日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（令和5年3月28日規則第24号）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正前の建築基準法施行細則第19号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和6年3月25日規則第12号）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和7年3月25日規則第54号）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中建築基準法施行細則第16条の改正規定は、令和7年7月1日から施行する。

2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

別表（第11条関係）

	(あ)建築物の区分	(い)図書	(う)明示すべき事項
1	条例第3条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
		配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ
		各階平面図	長屋の戸数、各戸の形状及び主要な出入口の位置
	条例第3条第1号の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
			耐力壁及び非耐力壁の位置
			外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
		耐火構造等の構造詳細図	防火区画の位置及び面積
	条例第3条第2号の規定が適用される建築物	条例第3条第2号に規定する内容に適合することの確認に必要な図書	条例第3条第2号に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
2	条例第4条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
		配置図	敷地と敷地の接する隣地との高低差
			がけの配置及び形状
			がけの端部（建築物の敷地ががけの上端に続く地盤面においてはがけの下端、建築物の敷地ががけの下端に続く地盤面においてはがけの上端をいう。以下同じ。）からの水平距離（がけの端部の水平投影線からの水平距離をいう。以下同じ。）ががけの高さの2倍以内である敷地の範囲及びがけの端部から建築物までの水平距離
			排水溝等がけへの流水又は浸水を防止するための適当な措置（位置、種別及び構造）
			擁壁の設置その他安全上適当な措置（位置、種別、形状、延長、確認済証交付番号及び年月日並びに検査済証交付番号及び年月日）
			がけの傾斜角が最大となる断面の切断位置
		各階平面図	建築物の形状及び構造
			がけの端部からの水平距離ががけの高さの2倍以内である敷地の範囲
		がけの土質等構造説明書	がけの土質性状を確認するために必要な事項
		2面以上の断面図	がけの形状、高さ及び傾斜角
			建築物の位置並びに基礎の外形形状及び根入

			れ深さ
			がけの端部からの水平距離ががけの高さの2倍以内である敷地の範囲及びがけの端部から建築物までの水平距離
	条例第4条第1項ただし書の規定が適用される建築物	条例第4条第1項ただし書に規定する内容に適合することの確認に必要な図書	条例第4条第1項ただし書に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
3	条例第6条（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定が適用される建築物	配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ
			屋外への避難の用に供する開口部の位置
		各階平面図	屋外への避難の用に供する開口部の位置及び開閉方式等の構造
			当該用途に供する部分の床面積の合計
4	条例第7条（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定が適用される建築物	配置図	屋外への避難の用に供する開口部と、道又は公園、広場その他の空地との位置関係
			屋外への避難の用に供する開口部から道又は公園、広場その他の空地までの敷地内における通路の有効幅員及び高低差
	条例第7条ただし書の規定が適用される建築物	条例第7条ただし書に規定する内容に適合することの確認に必要な図書	条例第7条ただし書に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
5	条例第8条（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
		配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ
		各階平面図	当該用途に供する部分の床面積の合計
	条例第8条ただし書の規定が適用される建築物	条例第8条ただし書の規定による認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
6	条例第9条の規定が適用される建築物	各階平面図	各教室等の部分ごとの床面積
			各教室等の出入口の位置及び有効幅員
			各教室等の出入口とこれらに面する廊下、広間又は屋外との位置関係
7	条例第11条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
		配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ
			主要な出入口の位置及び道路との位置関係

		条例第11条第1項ただし書の規定が適用される建築物		主要な出入口が道路に面しない場合、道路までの敷地内における通路の有効幅員及び高低差
			各階平面図	当該用途に供する部分の床面積の合計
				主要な出入口の位置及び開閉方式等の構造
			条例第11条第1項ただし書に規定する内容に適合することの確認に必要な図書	条例第11条ただし書に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
8	条例第13条の規定が適用される建築物		付近見取図	道路又は条例第13条第2項に規定する空地敷地の位置
			配置図	敷地の外周の長さ及びその合計
				敷地と敷地の接する道路又は敷地の接する空地との高低差
				敷地の接する道路の位置、幅員及び種類又は空地の位置、規模及び種類
				敷地の道路又は空地に接する部分及びその長さ
				条例第13条第2項の規定により同条第1項の表に掲げる道路の幅員に相当する幅の空地を設けた場合にあっては、当該空地の道路に相当する幅員
			各階平面図	客席の位置及び構造
				条例第12条の2の規定に基づき算定した客席の部分の定員の合計及びその算定根拠
9	条例第14条の規定が適用される建築物	条例第13条第1項ただし書の規定が適用される建築物	配置図	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
				敷地と敷地の接する道路又は敷地の接する条例第13条第2項に規定する空地との高低差
				敷地の接する道路の位置、幅員及び種類又は空地の位置、規模及び種類
				敷地の道路又は空地に接する部分及びその長さ
				主要な出入口の位置
				前面空地の規模、面積及び高低差
				前面空地とその他の敷地の部分との境界線
			各階平面図	主要な出入口の位置及び開閉方法等の構造
				前面空地の範囲
				客席の位置及び構造

				条例第12条の2の規定に基づき算定した客席の部分の定員の合計及びその算定根拠
	条例第14条第4項の規定が適用される建築物	配置図		前面空地とその他の敷地の部分の境界線及び前面空地の上空のうち地盤面からの高さが3メートル以上の部分に設けた建築物の部分の外形線
		各階平面図		前面空地の上空のうち地盤面からの高さが3メートル以上の部分に設けた建築物の部分の位置、形状及び構造
		2面以上の断面図		地盤面の位置及び高さ
				前面空地の位置、規模及び建築物の位置関係
				前面空地の上空における地盤面から3メートルの高さの境界線
		地盤面算定表		前面空地の上空のうち地盤面からの高さが3メートル以上の部分に設けた建築物の部分の位置、形状及び構造
				建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ
				地盤面を算出するための算定式
	令第112条第2項の規定が適用される建築物	配置図		敷地内における通路の位置及び幅員
		各階平面図		開口部及び防火設備の位置
				耐力壁及び非耐力壁の位置
		耐火構造等の構造詳細図		令第112条第2項に規定する部分及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
10	条例第15条の規定が適用される建築物	配置図		敷地と敷地の接する道（都市計画区域内においては、道路）又は公園、広場その他これらに類する安全な空地（以下この項において「空地」という。）との高低差
				敷地の接する道（都市計画区域内においては、道路）の位置、幅員及び種類又は空地の位置、規模及び種類
				敷地の道（都市計画区域内においては、道路）又は空地に接する部分及びその長さ
				興行場等の用途に供する建築物及び興行場等の用途に供する部分の出入口のうち屋外に直接面する出入口並びに屋外階段の位置及び有効幅員
				興行場等の用途に供する建築物及び興行場等の用途に供する部分の出入口並びに屋外階段が通ずる屋外の通路の位置、幅員、高低差及び道（都市計画区域内においては、道路）又は空地との位置関係
				興行場等の用途に供する部分とその他の用途に供する部分との別
		各階平面図		興行場等の用途に供する建築物及び興行場等

			の用途に供する部分の出入口の位置及び開閉方式等の構造 興行場等の用途に供する建築物及び興行場等の用途に供する部分の出入口の有効幅員及び条例第15条第1項第2号の規定により幅員を算出するための計算式 屋外階段の位置、構造及び有効幅員
11	条例第16条の規定が適用される建築物	配置図 各階平面図	客用の直通階段の位置 客用の直通階段の位置及び構造 客用の直通階段の有効幅員及び避難時の通過想定人数を乗じて得る寸法を算出するための計算式 客用の直通階段の出入口の有効幅員及び建具の開閉方式等の構造
12	条例第17条の規定が適用される建築物	各階平面図	客用の廊下の位置、形状 客用の廊下の有効幅員（0.6センチメートルに避難時の通過想定人数を乗じて得た数値が1.2メートルを超える場合は、その寸法を算出するための計算式） 客席の部分の出入口の位置及び当該出入口から行き止まりとなる部分までの廊下の長さ 客用の廊下の高低差、傾斜路の勾配及び階段状部分の寸法
	条例第17条第2号ただし書の規定が適用される建築物	条例第17条第2号ただし書に規定する内容に適合することの確認に必要な図書	条例第17条第2号ただし書に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
	条例第17条第3号ただし書の規定が適用される建築物	条例第17条第3号ただし書に規定する内容に適合することの確認に必要な図書	条例第17条第3号ただし書に規定する避難上有効なバルコニーその他これに類するもの及び建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
13	条例第18条の規定が適用される建築物	各階平面図	客席の部分の出入口の位置及び開閉方式等の構造 条例第12条の2の規定に基づき算定した客席の部分ごとの定員及びその算定根拠 客席の部分の出入口の有効幅員（0.8センチメートルに避難時の通過想定人数を乗じて得た数値が1.2メートルを超える場合は、その寸法を算出するための計算式）
14	条例第19条の規定が適用される建築物	各階平面図	興行場等の客席の部分とその他の部分の別 条例第19条に規定する区画の位置
	令第112条	配置図	敷地内における通路の位置及び幅員

	第2項の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
			耐力壁及び非耐力壁の位置
		耐火構造等の構造詳細図	令第112条第2項に規定する部分及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
			各階平面図
			防火設備の位置及び種別
15	条例第20条の規定が適用される建築物	2面以上の断面図	昭和48年建設省告示第2563号又は昭和48年建設省告示第2564号に規定する防火設備等の構造
			設備図
		各階平面図	煙感知器、熱感知器又は熱煙複合式感知器の位置
			客席の配置及び種別
			立見席の前面、主階以外の階にある客席の前面及び高さが50センチメートルを超える段床に設ける客席の前面に設ける手すりの位置、高さ及び構造
16	条例第20条の2の規定が適用される建築物	断面図	客席及び客席の通路の縦断構造及び各部の寸法
			立見席の前面、主階以外の階にある客席の前面及び高さが50センチメートルを超える段床に設ける客席の前面に設ける手すりの位置、高さ及び構造
		詳細図	客席の配置及び席数
			客席の通路の配置及び客席の部分の出入口の位置
			客席の通路の高低差、傾斜路の勾配及び階段状部分の寸法
	条例第20条の2第1項の規定が適用される建築物	各階平面図	客席の部分の縦通路の高低差が3メートルを超える場合にあつては、その高低差3メートル以内ごとに設置する横通路又は廊下若しくは階段に連絡するずい道の配置及び構造
			客席及び客席の通路の縦断構造、各部の寸法及び勾配
			客席のいすの前後間隔が35センチメートルを超える場合、縦通路の配置を定めるために必要な計算式
		縦通路の有効幅員（当該通路の両側に客席がある場合にあつては、0.6センチメートルに避難時の通過想定人数を乗じて得た数値が80センチメートルを超える場合はその寸法を算出するための計算式、当該通路の片側に客席がある場合にあつては、0.6センチメートルに避難時の通過想定人数を乗じて得た数値が60センチメートルを超える場合はその寸法を算出するための計算式）	
	条例第20	各階平面図	客席のいすの構造及び前後間隔
		各階平面図	横通路の有効幅員（0.6センチメートルに避

		条の2第1項第3号の規定が適用される建築物		難時の通過想定人数を乗じて得た数値が1メートルを超える場合は、その必要寸法を算出するための計算式)
		条例第20条の2第1項第4号ただし書の規定が適用される建築物	条例第20条の2第1項第4号ただし書に規定する内容に適合することの確認に必要な図書	条例第20条の2第1項第4号ただし書に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		条例第20条の2第1項第5号ただし書の規定が適用される建築物	条例第20条の2第1項第5号ただし書に規定する内容に適合することの確認に必要な図書	条例第20条の2第1項第5号ただし書に規定する建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		条例第20条の2第1項第6号の規定が適用される建築物	条例第20条の2第1項第6号に規定する内容に適合することの確認に必要な図書	条例第20条の2第1項第6号に規定する出入口の数を算出するための計算式
17	条例第22条の規定が適用される建築物		各階平面図	興行場等の用途に供する部分の主階である旨の表示 開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ 条例第22条第2号に規定する区画の位置 客用に供する直通階段の位置及び避難階段又は特別避難階段の別 客席の部分に直接通ずる階段の位置及び特別避難階段又は屋外に設ける避難階段の別
			耐火構造等の構造詳細図	特定主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
	令第112条第19項第2号の規定が適用される建築物	各階平面図		防火設備の位置及び種別
		2面以上の断面図		昭和48年建設省告示第2564号に規定する防火設備等の構造
		設備図		煙感知器又は熱煙複合式感知器の位置
	令第5章第2節	各階平面図		階段の配置及び構造

		の規定が適用される建築物		階段室、バルコニー及び付室の開口部、窓及び出入口の構造及び面積
				避難階段及び特別避難階段に通ずる出入口の幅
			2面以上の断面図	直通階段の構造
			耐火構造等の構造詳細図	特定主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
			室内仕上げ表	令第123条第1項第2号及び第3項第3号に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ
		条例第22条第6号の規定が適用される建築物	各階平面図	避難の用に供することができる屋上広場の位置並びにこれに通ずる2以上の避難階段又は特別避難階段の位置及び種別
				屋上広場に設置する手すり壁、柵又は金網の位置及び高さ
		条例第22条第6号ただし書の規定が適用される建築物	各階平面図	興行場等の用途に供する部分の主階から避難階に通ずるすべての階段の位置及び避難階段又は特別避難階段の別
18	条例第23条の規定が適用される建築物	条例第23条第1項の規定が適用される建築物	条例第23条第1項の規定による認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		条例第23条第2項の規定が適用される建築物	条例第23条第2項の規定による確認又は認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該確認又は認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		主要構造部について法第2条第7号の2の規定が適用される建	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
			耐火構造等の構造詳細図	外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ 主要構造部及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法

	建築物		
	主要構造部について法第2条第9号の規定が適用される建築物	各階平面図 耐火構造等の構造詳細図	耐力壁及び非耐力壁の位置 主要構造部及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法
	令第129条第1項の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
		室内仕上表	令第128条の5に規定する部分の仕上の材料の種別及び厚さ
		階避難安全検証法により検証した際の平面図	防火区画の位置及び面積
			居室の出口の幅
			各階の天井の高さ
		階避難安全検証法により検証した際の計算書	各室の用途
			在館者密度
			各室の用途に応じた発熱量
			令第129条第3項第1号イに規定する居室避難時間及びその算出方法
			令第129条第3項第1号ロに規定する居室煙降下時間及びその算出方法
			令第129条第3項第1号二に規定する階避難時間及びその算出方法
			令第129条第3項第1号ホに規定する階煙降下時間及びその算出方法
			令第129条第3項第2号イに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法
			令第129条第3項第2号ハに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法
条例第23条第3項の規定が適用される建築物	条例第23条第3項の規定による確認又は認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該確認又は認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
	令第129条の2第1項の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
		室内仕上表	令第128条の5に規定する部分の仕上の材料の種別及び厚さ

				全館避難安全検証法により検証した際の平面図	防火区画の位置及び面積					
					居室の出口の幅					
					各階の天井の高さ					
				全館避難安全検証法により検証した際の計算書	各室の用途					
					在館者密度					
					各室の用途に応じた発熱量					
					令第129条第3項第1号イに規定する居室避難時間及びその算出方法					
					令第129条第3項第1号ロに規定する居室煙降下時間及びその算出方法					
					令第129条第3項第1号二に規定する階避難時間及びその算出方法					
					令第129条第3項第1号ホに規定する階煙降下時間及びその算出方法					
					令第129条の2第4項第1号ロに規定する全館避難時間及びその算出方法					
					令第129条の2第4項第1号ハに規定する全館煙降下時間及びその算出方法					
					令第129条第3項第2号イに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法					
					令第129条第3項第2号ハに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法					
					令第129条の2第4項第2号ロに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法					
19	条例第26条の規定が適用される建築物		付近見取図	道路						
				敷地の位置						
			配置図	敷地の外周の長さ及びその合計						
				敷地と敷地の接する道路との高低差						
				敷地の接する道路の位置、幅員及び種類						
				敷地の道路に接する部分及びその長さ						
			各階平面図	当該用途に供する部分の床面積の合計						
			条例第26条ただし書の規定が適用される建築物		条例第26条ただし書の規定による認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項				
						20	条例第27条の規定が適用される建築物		付近見取図	敷地の位置
										配置図
物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の外側の客用の出入口の位置及び有効幅員										
					物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物					

				の外側の客用の出入口が面する空地の位置、道路からの後退寸法、有効寸法、高低差及び空地と道路との位置関係
			各階平面図	物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の外側の客用の出入口の位置及び開閉方法等の構造
				当該用途に供する部分の床面積の合計
21	条例第28条の規定が適用される建築物	付近見取図	道路	
			敷地の位置	
		配置図	敷地と敷地の接する道路との高低差	
			敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	
			敷地の道路に接する部分及びその長さ	
	条例第28条ただし書の規定が適用される建築物	条例第28条ただし書の規定による認定の内容に適合することの確認に必要な図書		当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

一部改正〔平成27年規則33号・30年45号・令和元年6号・2年25号・6年12号〕

第1号様式（第5条関係）

一部改正〔平成31年規則12号・令和3年32号〕

第2号様式（第5条関係）

一部改正〔平成31年規則12号・令和3年32号〕

第3号様式（第8条関係）

表面

裏面

別紙（その1）

表面

裏面

別紙（その2）

表面

裏面

一部改正〔平成27年規則33号・31年12号・令和3年32号〕

第4号様式（第9条関係）

一部改正〔平成30年規則12号・31年12号・令和3年84号〕

第5号様式（第9条、第22条関係）

一部改正〔平成31年規則12号〕

第5号様式の2（第9条）

追加〔令和7年規則54号〕

第6号様式（第10条、第22条、第23条関係）

（その1）

（その2）

一部改正〔平成30年規則12号・31年12号・令和元年6号・3年32号〕

第7号様式（第10条、第22条関係）

一部改正〔平成31年規則12号・令和3年32号〕

第8号様式（第12条関係）

一部改正〔平成25年規則60号・31年12号・令和3年32号〕

第9号様式（第12条関係）

一部改正〔平成25年規則60号・31年12号・令和3年32号〕

第9号様式の2（第12条関係）

追加〔令和7年規則54号〕

第9号様式の3（第12条関係）

追加〔令和7年規則54号〕

第9号様式の4（第12条関係）

追加〔平成29年規則25号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年32号・6年12号・7年54号〕

第10号様式（第14条関係）

一部改正〔平成31年規則12号・令和3年32号〕

第11号様式（第15条関係）

第12号様式（第18条関係）

一部改正〔平成28年規則36号・31年12号・令和3年32号〕

第13号様式（第18条関係）

一部改正〔平成28年規則36号・31年12号・令和3年32号〕

第13号様式の2（第18条の2関係）

追加〔令和5年規則24号〕

第13号様式の3（第18条の2関係）

追加〔令和5年規則24号〕

第14号様式（第19条、第20条関係）

一部改正〔平成31年規則12号・令和3年32号〕

第15号様式（第19条関係）

一部改正〔平成31年規則12号・令和3年32号〕

第16号様式（第19条関係）

一部改正〔平成30年規則45号・31年12号〕

第17号様式（第19条、第22条の2関係）

一部改正〔平成30年規則45号・31年12号〕

第17号様式の2（第19条、第22条の2関係）

追加〔平成30年規則45号〕、一部改正〔平成31年規則12号〕

第18号様式（第20条関係）

一部改正〔平成31年規則12号・令和3年32号〕

第19号様式（第23条関係）

（その1）

（その2）

（その3）

（その4）

注意事項

（その1）

（その2）

（その3）

一部改正〔平成30年規則45号・31年12号・令和元年6号・2年57号・3年32号・5年24号〕